

**申請  
不要**

## 新型コロナウイルス感染症による影響への支援策 下水道使用料の**基本料金を減免**します



市では、新型コロナウイルス感染症拡大で影響を受けた市民の生活や事業者の経済活動を支えていくための支援対策として、下水道使用料のうち基本料金を最大で4か月間減免します。今回の減免を受けるにあ

っては、申請等の手続きは必要ありません。**☎下水道課庶務係** 042-497-2531

### ◆減免対象

次のいずれかに該当する清瀬市下水道使用者(ただし、清瀬市が指定する公共施設等は除外)  
①令和2年11月1日時点で下水道を使用中の方  
②令和2年11月2日から令和3年1月または2月の検針月の定例日までに下水道の使用を開始された方

### ◆減免期間

令和2年11月検針分から令和3年2月検針分まで。なお、地域によって奇数月検針と偶数月検針に分かれているため、次のように減免される期間が異なります。  
①奇数月検針(令和2年11月及び令和3年1月の定期検針)の方は、令和2年10月分から令和3年1月分までの4か月間  
②偶数月検針(令和2年12月及び令和3年2月の

定期検針)の方は、令和2年11月分から令和3年2月分までの4か月間  
※減免期間中途での使用中止や使用開始により、減免期間が3か月以下となる場合がありますので、予めご了承ください。

### ◆減免内容

下水道使用料のうち基本料金(1か月当たり8立方メートルまで)を減免します。  
※1か月の基本料金(税込み)は、532円です。  
**※基本料金以外の使用料は減免にはなりませんのでご注意ください。**  
※東京都水道局が検針時に発行する「水道・下水道使用料等のお知らせ」には、今回の減免額は表示されず、右記例のように下水道の基本料金の項目に0円と表示されます。

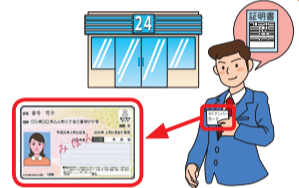
### 水道・下水道使用料等のお知らせ兼請求書での減免の確認方法

例		水道・下水道使用料等のお知らせ兼請求書	
清瀬 太郎 様		お客さま番号 51-000000-00	
×××街〇〇〇町2丁目1番10号 水道ビル			
基幹日	20日	呼び径(mm)	13
メータ番号	20-90001	メータ番号	20-90001
使用月分	令和2年10月～令和2年11月分	使用期間	9月21日～11月20日(61日間)
今期指針	102.9㎥		
前々指針	97.9㎥		
使用量	50㎥	前々指針使用量	50㎥
水道	50㎥	下水道	50㎥
使用料	6,743円	下水道	4,411円
【内訳】	基本料金 1,720円		0円
従量料金	4,410円		4,011円
消費税込当額	613円		40円
合計請求金額	11,154円	前々指針請求額	1,014円
支払期日	令和2年11月1日	支払期限	令和2年11月1日

「下水道」の「基本料金」が「0円」になっていれば、減免対象となっています。

**便利な**

## マイナンバーカードをお持ちの方へ コンビニ交付をご利用ください!



### ◆コンビニ交付サービスとは

マイナンバーカードを利用して、清瀬市が発行する証明書を全国のコンビニエンスストアなどに設置されているキオスク端末(マルチコピー機)から取得できるサービスです。

### ◆発行可能な証明書の種類

- ▶住民票の写し(除票、改製原は除く)
- ▶印鑑登録証明書(印鑑登録をされている方のみ)
- ▶課税・非課税証明書
- ▶戸籍全部・個人事項証明書、戸

籍の附票の写し(清瀬市が本籍地の方のみ)

※本籍地が清瀬市以外の方は本籍地の市町村へお問い合わせください。

### ◆利用できるコンビニエンスストア等

全国のセブン-イレブン、ファミリーマート、ローソンなどキオスク端末(マルチコピー機)を設置している店舗。詳しくは、証明書コンビニ交付ホームページ(<http://www.lg-waps.go.jp/>)をご覧ください。

### ◆利用可能時間

午前6時30分～午後11時(12月29日～翌年1月3日及びシステムメンテナンス時を除く)

### ◆利用できる方

利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの方で15歳以上の方(15歳未満の方、成年被後見人の方はご利用いただけません)。

### ◆マイナンバーカード取得について

カードの作成には約1か月かかりますので、希望される方は早め

に申請してください。申請方法やカードの受け取り方法など詳しくは市民課へお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

☎市民課住民係 042-497-2037



コンビニ交付についてはこちら



マイナンバーカードについてはこちら

### ごみ減量推進課からのお知らせ

#### ■差額券について

差額券の販売について、品切れ状態が続く、大変ご迷惑をおかけしていますことをお詫び申し上げます。今後の対応は以下のとおりです。

▶差額券が再入荷されるまでは、新指定収集袋をご購入のうえ、ごみを出していただきますようお願いいたします。

▶追加発注した差額券の、取扱店での取り扱い見込みは市報11月15日号でお知らせする予定です。

▶旧指定収集袋に差額券を貼る取り扱い、当面続けていきますので、差額券をお求めいただけようになつた際には、当面必要となる枚数のみをご購入ください。

▶差額券は払い戻しはできませんのでご注意ください。

▶容器包装プラスチック用旧指定収集袋と、可燃用・不燃用・容器包装プラスチック用各新指定収集袋には差額券を貼る必要はありません。そのままお出しください。

▶新指定収集袋の販売は、取扱店に加え、市役所市民課、ごみ減量

推進課、各地域市民センター、コミュニティプラザひまわりでも行っています。

ご迷惑をおかけいたしますが、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

#### ■剪定枝等の収集は10月から申込制です(受け付けは電話のみ)

10月より、剪定枝などの収集は申込制となり、戸別に収集します。また、落ち葉は11月及び12月のみごみ減量推進課に電話で収集をお申込みください。それ以外の月は、可燃ごみの指定収集袋に入れて収集日にお出しください。なお、ボランティア袋の取り扱いは継続して行いますので、道路や公園等を清掃したごみについては、分別をしていただき、各収集日にお出しください。

#### ■市内一斉清掃について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、11月1日に予定していました市内一斉清掃は中止とします。

☎ごみ減量推進課ごみ減量推進係 042-493-3750

### 「(仮称)花のある公園」でのんびり過ごしませんか?

整備前の「(仮称)花のある公園」予定地で、自然とのふれあいや催しを通じて、公園の活用方法をイメージしていただくため、オープンパークを開催しています。9月22日に1回目を行い、100人以上の方にお越しいただきましたのでその時の様子をご紹介します。

☎水と緑の環境課緑と公園係 042-497-2098



多年草ガーデンではこれからコキアの紅葉が楽しめます



コスモス畑は10月中旬以降に満開になる予定です

最新情報を配信中!

花のある公園プロジェクト



当日は暑かったため、木陰は休憩スポットで人気でした



Facebook



instagram

今後、ミニガーデニング講座や青空ヨガ体験なども企画しています。持ち込み企画もお待ちしておりますので、事前にご相談ください。来園の際にはマスクの着用など、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策にご協力ください。【今後の日程】10月19日(月)・25日(日)・30日(金)、11月7日(土)・12日(木)・18日(水)・23日(月)いずれも午前10時～午後3時